

サポートカー限定条件の申請手続きをする方へ

1 サポートカー限定条件付免許で運転できる車両

サポートカー限定条件付免許では、次の機能が搭載された自動車^(※)のみ、運転することができます。なお、後付けの装置については対象となりません。

① 衝突被害軽減ブレーキ（対車両、対歩行者）

車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動する機能

② ペダル踏み間違い時加速抑制装置

発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える方法により、加速を抑制する機能

※ ①の機能が道路運送車両法の保安基準に適合するもの又は①及び②の機能がそれぞれ国土交通大臣による性能認定を受けているものに限りです。

2 対象車両の確認方法

サポートカー限定条件付免許で運転することができる自動車は、警察庁ホームページに公開しています。

車種、車名、型式、車台番号等から御確認ください。

警察庁ホームページ

【https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/support_car.html】



3 対象車両以外の車両を運転した場合、条件違反となります。

4 サポートカー限定条件付免許の対象車両を運転する際の注意点

サポートカー限定条件付免許の対象車両は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

5 サポートカー限定条件を解除したい場合

サポートカー限定条件を解除したい場合は、公安委員会の審査（有料）（指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能の審査が免除されます。）を受ける必要があります。

（問合せ先） 警視庁運転免許本部免許管理課
東京都品川区東大井1丁目12番5号
電話 03-6717-3137